

## 請負契約書（案）

1. 契約件名 感染性廃棄物収集運搬業務 1式 請負契約
2. 契約内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約期間 平成30年4月1日～平成31年6月30日
4. 契約単価 1kgあたり ¥.- (内消費税等額¥.-)  
上記消費税等額は、平成24年8月22日法律第68号及び69号の規定により平成26年4月1日から改正された消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約単価に108分の8を乗じて得た額である。
- 支払条件 銀行振込（現金）  
甲は履行事実のあった翌々月の末日（支払日が土・日曜日または祝日に当たる時は、その日に最も近い休日でない前日）までに代金を支払うものとする。
5. 予想排出量 344,000kg／15ヶ月
6. 契約保証金 免除

上記契約件名について、発注者 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下甲という）と受注者（以下乙という）は次の条項により請負契約を締結する。

### （総則及び委託内容）

第1条 甲及び乙は本契約条件、見積書、計画書、仕様書及び企画提案に従い、これを履行しなければならない。

#### 2 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりである。乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったとき、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

#### (積み込み場所)

#### (積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業の範囲 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

3 (委託する産業廃棄物の種類、輸入廃棄物の有無)

甲が乙に委託する産業廃棄物の種類は次のとおりとする。

種類：感染性産業廃棄物（医療用）（以下「感染性廃棄物」という）

輸入廃棄物：無

4 (運搬の最終目的地)

乙は甲から委託された前項の感染性廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

事業の区分・処分の方法 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

事業場の名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

5 (積み替え保管)

乙は甲から委託された感染性廃棄物の積み替えを行わない。

6 (マニフェスト)

甲は感染性廃棄物の搬出の都度、電子マニフェストを発行し、乙に交付する。乙は感染性廃棄物の搬出の都度、回付されたマニフェストを確認する。

(法令順守・注意義務等)

第2条 乙は本契約の履行にあたって、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保守並びに運営をなす責を負い、かつ関係する法令のすべての規定を遵守しなければならない。

2 乙及び乙の労働者は、本契約に基づく甲の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

3 乙及び乙の労働者は、本契約に基づく計画・立案、申請、実施、報告など甲の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、誠実に行動するものとし、甲の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正

な行為等を行ってはならない。

(義務と責任)

第 3 条

1. (甲)

(1) 甲は乙の要求に従い、収集運搬を委託する感染性廃棄物の種類・発生行程・性状（形状・成分・有害物の有無・臭気）荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

2. (乙)

(1) 乙は、甲から委託された感染性廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第 1 条第 4 項に規定する事業場における荷下ろし作業の完了まで法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(2) 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は電子マニフェストによる登録で代えることができる。

3. (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ乙に提供しなければならない。また、必要に応じて以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。ただし、当センターから排出される廃棄物は感染性廃棄物のみであるため、別紙仕様書を以て情報提供にかわるものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

キ その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに口頭、電子メールもしくは書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- (3) 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、必要に応じて乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- (4) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。また、電子マニフェストを利用する場合は、電子情報を印字の上、廃棄物とともに引き渡す、もしくは電子情報の登録内容に相当する内容を記載した受渡確認票を廃棄物とともに引き渡す事とする。
- (5) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : 該当無し  
提示する時期又は回数 : 該当無し

(業務従事者の指揮監督)

第4条 乙は、その従業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。また労働災害時における労災保険は乙の保険を適用する。

(秘密保持)

第5条 乙は業務上知り得た甲の資料・情報、個人情報又は病院内部の情報等を第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。契約解除及び契約満了後においてもまた同様とする。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

第6条 乙は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承認を得ず、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報を記録された媒体を送信若しくは持ち出してはならない。
- 3 乙は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

(再委託)

第7条 乙は甲から委託された感染性廃棄物の収集運搬を他人に委託してはならない。た

だし、契約期間中に、収集運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合は、乙は甲の書面による承認を得て法令の定める再委託基準に従い収集運搬業務を再委託することができる。この場合において乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 8 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(検査及び監督)

第 9 条 乙は、別紙仕様書に定めた請負内容の業務を完了したときは、実施した請負業務の内容等、別途甲が指定する事項を任意様式の書面に記載して、すみやかに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出を受けたときは、直ちに確認検査（以下「確認検査」という。）を行わなければならない。

3 甲は、確認検査によって請負業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。

4 乙は、確認検査に合格しないときは甲の指定する期限内に請負業務をやり直し、再度甲の確認検査を受けなければならない。

(履行期限の延伸)

第 10 条 乙の責に帰すべき事由により、頭書に定める履行期限までに別紙仕様書に定めた請負内容の業務を完了することができない場合において、期限後に履行完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、履行期限の翌日から起算し、当該業務の履行が完了した日までの日数について、1 日につき遅延となった部分に相当する契約代金の額に対して、1000 分の 1 の率により算出した額とする。

3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、履行期限内に当該業務を完了することができないときは、乙はその事由を詳記して履行期限の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し履行期限を延長することができる。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第11条 乙は、毎月末日に履行事実をとりまとめ、業務実績及び4. 契約単価に基づき受託料を算出し、甲に対して適法な支払い請求書をもって受託料を請求するものとする。

2 契約代金及び支払条件は、本契約頭書に定める通りとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は前項の期限内に契約代金の支払をしないときは、期限の翌日から起算し、支払を完了するまでの日数に応じ、商法第514条に定める利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第13条 乙は確認検査後であっても、履行内容に瑕疵があったときは、甲の指示に従い、乙はその瑕疵を治癒し、履行をやり直し、又は契約代金の一部払い戻し若しくは減額を行う責任を負うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が甲の指示及び仕様書に示された業務を履行する見込みがないとき。
- 二 乙が本契約の各規定に違反し、催告後相当期間内にかかる違反状態が解消されないとき。
- 三 乙から契約解除の申し出があり、甲がその事由を正当と認めたとき。
- 四 前3号に掲げる場合の他、乙が本契約に違反したことにより、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 乙に対して、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、又は他の類似の法的手続の申立があるか、乙自らかかる申立を行ったとき。
- 六 乙が監督官庁より営業停止、または、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- 七 乙が自ら振り出しあるもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受け、または支払停止若しくは支払不能状態にいたったとき。
- 八 乙が、事業の廃止、重大な変更、または、解散決議をしたとき。
- 九 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この

- 号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲が本契約に違反したことにより、請負業務が不可能となったときは、本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(未処理廃棄物の取り扱い)

第16条 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた感染性廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

1. 乙の義務違反により甲が解除した場合

- (1) 乙は、解除された後も、その感染性廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている感染性廃棄物についての収集運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 上記(2)の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて、乙のもとにある未処理の感染性廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

2. 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の感染性廃棄物を、甲の費用をもって当該感染性廃棄物引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(解除による違約金)

- 第 17 条 乙は、第 13 条により本契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約額の 10 分の 1 に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。
- 2 乙は前項の期限内に支払をしないときは、期限の翌日から起算し、支払をするまでの日数に応じ未払金額に対し商法第 514 条に定める商事法定利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(契約解除の場合の既済部分の支払)

- 第 18 条 第 13 条及び第 14 条による契約解除の場合に、乙において契約内容の一部を履行済みであり、かつ甲が当該既履行部分に相当する契約代金の一部を未払いである場合には、当該既履行部分に相当すると甲が認めた契約代金の一部を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第 19 条 甲は第 13 条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、第 15 条に定める違約金に加えて乙に対して損害賠償を請求することができる。この損害賠償額は甲が定める。
- 2 乙は第 14 条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 20 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第

198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 その他、乙が本契約に関連して法令に違反したとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約代金の額（本契約締結後、契約代金の額の変更があった場合には、変更後の契約代金の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する違約金のほか、契約代金の額の100分の5に相当する額をさらなる違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 22 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、商法第 514 条に定める商事法定利率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(準拠法)

第 23 条 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

(契約言語)

第 24 条 本契約は日本語で作成される。本契約を日本語以外に翻訳したものは、英語版、その他の言語版も含めて参考資料にとどまるものとし、本契約の解釈に疑義が生じた場合には、全て本契約に記載の日本語によってのみ解釈される。

(裁判管轄)

第 25 条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(紛争の解決方法)

第 26 条 本契約について紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(補則)

第 27 条 本契約書および本仕様書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪府吹田市藤白台 5 丁目 7 番 1 号  
国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
理事長 小川 久雄

乙